

自動車競技に関する申請・登録等手数料規定／カート競技に関する申請・登録等手数料規定の一部改正

自動車競技に関する申請・登録等手数料規定

<新旧対照表>

※下線部：変更箇所

改正後

改正前

「自動車競技に関する申請・登録等手数料」の表示について

「消費税込の金額」を表示し、これにその内訳（本体価格＋消費税10%）を付記しています。

「自動車競技に関する申請・登録等手数料」の表示について

従来、「本体申請・登録等手数料」、「消費税」および「合計金額」を表示していましたが、今後は、「消費税込の金額」を表示し、これにその内訳（本体価格＋消費税8%）を付記しました。あわせて、百円未満の金額を四捨五入、消費税込の金額を百円刻みとしています。

第1条 クラブおよび団体の登録申請料

JAFに登録申請を行うクラブおよび団体の加盟申請料および年度登録申請料は下表の通りとする。なお、すでに納入された申請料については、加盟（昇格を含む）申請が認められない場合であっても加盟（昇格を含む）申請料は返還されない。また、登録を取り消された場合、年度登録申請料は返還されない。（国内競技規則4-2参照）

第1条 クラブおよび団体の登録申請料

JAFに登録申請を行うクラブおよび団体の加盟申請料および年度登録申請料は下表の通りとする。なお、すでに納入された申請料については、加盟（昇格を含む）申請が認められない場合であっても加盟（昇格を含む）申請料は返還されない。また、登録を取り消された場合、年度登録申請料は返還されない。（国内競技規則4-2参照）

クラブ・団体	種別	申請料(円)	(本体価格 + 消費税 (10%))
準加盟クラブ	加盟	<u>8,400</u>	(7,636 + 764)
	年度登録	<u>19,100</u>	(17,364 + 1,736)
加盟クラブ	加盟	<u>8,400</u>	(7,636 + 764)
	年度登録	<u>19,100</u>	(17,364 + 1,736)
公認クラブ	昇格	<u>96,000</u>	(87,273 + 8,727)
	年度登録	<u>138,800</u>	(126,182 + 12,618)
準加盟団体	加盟	<u>106,700</u>	(97,000 + 9,700)
	年度登録	<u>160,200</u>	(145,636 + 14,564)
加盟団体	加盟	<u>106,700</u>	(97,000 + 9,700)
	年度登録	<u>192,000</u>	(174,545 + 17,455)
公認団体	加盟	<u>213,400</u>	(194,000 + 19,400)
	年度登録	<u>373,600</u>	(339,636 + 33,964)
特別団体	加盟	<u>213,400</u>	(194,000 + 19,400)
	年度登録	<u>747,400</u>	(679,455 + 67,945)

クラブ・団体	種別	申請料(円)	(本体価格 + 消費税 (8%))
準加盟クラブ	加盟	<u>8,300</u>	(7,686 + 614)
	年度登録	<u>18,800</u>	(17,408 + 1,392)
加盟クラブ	加盟	<u>8,300</u>	(7,686 + 614)
	年度登録	<u>18,800</u>	(17,408 + 1,392)
公認クラブ	昇格	<u>94,300</u>	(87,315 + 6,985)
	年度登録	<u>136,300</u>	(126,204 + 10,096)
準加盟団体	加盟	<u>104,800</u>	(97,038 + 7,762)
	年度登録	<u>157,300</u>	(145,649 + 11,651)
加盟団体	加盟	<u>104,800</u>	(97,038 + 7,762)
	年度登録	<u>188,600</u>	(174,630 + 13,970)
公認団体	加盟	<u>209,600</u>	(194,075 + 15,525)
	年度登録	<u>366,900</u>	(339,723 + 27,177)
特別団体	加盟	<u>209,600</u>	(194,075 + 15,525)
	年度登録	<u>733,900</u>	(679,538 + 54,362)

注1) 準加盟クラブより加盟クラブ、加盟クラブより公認クラブ、準加盟団体より加盟団体および加盟団体より公認団体に昇格申請する場合は改めて規定の加盟申請料を納入するものとする。

注1) 準加盟クラブより加盟クラブ、加盟クラブより公認クラブ、準加盟団体より加盟団体および加盟団体より公認団体に昇格申請する場合は改めて規定の加盟申請料を納入するものとする。

注2) 公認クラブより加盟クラブ、加盟クラブより準加盟クラブ、公認団体より加盟団体および加盟団体より準加盟団体に降格する場合は改めて規定の加盟申請料を納入するものとする。

第2条 公認競技の組織許可料

J A F 公認の競技会の組織許可料は下表の通りとする（国内競技規則4-6条および自動車競技の組織に関する規定参照）。

競技の格式	種別	組織許可料(円)	(本体価格 + 消費税 (10%))
クローズド	レース	15,800	(14,364 + 1,436)
	その他	15,800	(14,364 + 1,436)
地方	レース	26,500	(24,091 + 2,409)
	その他	26,500	(24,091 + 2,409)
準国内	レース	63,900	(58,091 + 5,809)
	その他	58,600	(53,273 + 5,327)
国内	レース	106,700	(97,000 + 9,700)
	その他	69,300	(63,000 + 6,300)
国際 (FIA料金は別途納入)	レース	843,300	(766,636 + 76,664)
	その他	234,800	(213,455 + 21,345)
国際(FIA主要選手権) (FIA料金は別途納入)	レース	4,271,700	(3,883,364 + 388,336)
	その他	3,844,700	(3,495,182 + 349,518)

※その他=ラリー、スピード競技

第3条 スピード競技のクローズド競技開催届出料

スピード競技のクローズド競技については、第2条、第4条に定める組織許可料、スポーツカレンダーの登録等手数料は必要とせず、下記の開催届出料を必要とする。

内容	開催届出料(円)	(本体価格 + 消費税 (10%))
スピード競技のクローズド競技 開催届出料	5,100	(4,636 + 464)

第4条 スポーツカレンダーの登録・変更・追加・取り消しおよび名称変更手数料

カレンダーにおける登録および日程・格式・車種・開催場所・競技会名称に関する変更・追加・取り消しおよび名称変更の手数料は下表の通りとする。

注2) 公認クラブより加盟クラブ、加盟クラブより準加盟クラブ、公認団体より加盟団体および加盟団体より準加盟団体に降格する場合は改めて規定の加盟申請料を納入するものとする。

第2条 公認競技の組織許可料

J A F 公認の競技会の組織許可料は下表の通りとする（国内競技規則4-6条および自動車競技の組織に関する規定参照）。

競技の格式	種別	組織許可料(円)	(本体価格 + 消費税 (8%))
クローズド	レース	15,600	(14,445 + 1,155)
	その他	15,600	(14,445 + 1,155)
地方	レース	26,100	(24,167 + 1,933)
	その他	26,100	(24,167 + 1,933)
準国内	レース	62,800	(58,149 + 4,651)
	その他	57,600	(53,334 + 4,266)
国内	レース	104,800	(97,038 + 7,762)
	その他	68,100	(63,056 + 5,044)
国際 (FIA料金は別途納入)	レース	828,000	(766,667 + 61,333)
	その他	230,600	(213,519 + 17,081)
国際(FIA主要選手権) (FIA料金は別途納入)	レース	4,194,100	(3,883,426 + 310,674)
	その他	3,774,800	(3,495,186 + 279,614)

※その他=ラリー、スピード競技

第3条 スピード競技のクローズド競技開催届出料

スピード競技のクローズド競技については、第2条、第4条に定める組織許可料、スポーツカレンダーの登録等手数料は必要とせず、下記の開催届出料を必要とする。

内容	開催届出料(円)	(本体価格 + 消費税 (8%))
スピード競技のクローズド競技 開催届出料	5,100	(4,723 + 377)

第4条 スポーツカレンダーの登録・変更・追加・取り消しおよび名称変更手数料

カレンダーにおける登録および日程・格式・車種・開催場所・競技会名称に関する変更・追加・取り消しおよび名称変更の手数料は下表の通りとする。

格式の変更は、申請書記載中の上位の格式で取り扱う。ただし、国内スポーツカレンダー登録規定第4条第5項に該当する場合は手数料は必要としない。

1. スポーツカレンダーの登録手数料

競技の格式	種別	手数料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
クローズド	-----	2,100	(1,909 + 191)
地 方	レース	3,100	(2,818 + 282)
	その他	2,600	(2,364 + 236)
準 国 内	レース	6,900	(6,273 + 627)
	その他	3,100	(2,818 + 282)
国 内	レース	19,100	(17,364 + 1,736)
	その他	6,900	(6,273 + 627)
国 際 (FIA料金は別途納入)	レース	86,900	(79,000 + 7,900)
	その他	53,300	(48,455 + 4,845)

※その他＝ラリー、スピード競技

2. スポーツカレンダーの変更手数料

競技の格式	種別	手数料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
クローズド	-----	3,100	(2,818 + 282)
地 方	レース	5,100	(4,636 + 464)
	その他	4,100	(3,727 + 373)
準 国 内	レース	7,400	(6,727 + 673)
	その他	5,100	(4,636 + 464)
国 内	レース	21,700	(19,727 + 1,973)
	その他	12,700	(11,545 + 1,155)
国 際 (FIA料金は別途納入)	レース	213,400	(194,000 + 19,400)
	その他	96,000	(87,273 + 8,727)

※その他＝ラリー、スピード競技

3. スポーツカレンダーの追加手数料

競技の格式	種別	手数料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
クローズド	-----	4,100	(3,727 + 373)
地 方	レース	7,400	(6,727 + 673)

格式の変更は、申請書記載中の上位の格式で取り扱う。ただし、国内スポーツカレンダー登録規定第4条第5項に該当する場合は手数料は必要としない。

1. スポーツカレンダーの登録手数料

競技の格式	種別	手数料(円)	(本体価格 + 消費税(8%))
クローズド	-----	2,100	(1,945 + 155)
地 方	レース	3,100	(2,871 + 229)
	その他	2,600	(2,408 + 192)
準 国 内	レース	6,800	(6,297 + 503)
	その他	3,100	(2,871 + 229)
国 内	レース	18,800	(17,408 + 1,392)
	その他	6,800	(6,297 + 503)
国 際 (FIA料金は別途納入)	レース	85,400	(79,075 + 6,325)
	その他	52,400	(48,519 + 3,881)

※その他＝ラリー、スピード競技

2. スポーツカレンダーの変更手数料

競技の格式	種別	手数料(円)	(本体価格 + 消費税(8%))
クローズド	-----	3,100	(2,871 + 229)
地 方	レース	5,100	(4,723 + 377)
	その他	4,100	(3,797 + 303)
準 国 内	レース	7,300	(6,760 + 540)
	その他	5,100	(4,723 + 377)
国 内	レース	21,400	(19,815 + 1,585)
	その他	12,500	(11,575 + 925)
国 際 (FIA料金は別途納入)	レース	209,600	(194,075 + 15,525)
	その他	94,300	(87,315 + 6,985)

※その他＝ラリー、スピード競技

3. スポーツカレンダーの追加手数料

競技の格式	種別	手数料(円)	(本体価格 + 消費税(8%))
クローズド	-----	4,100	(3,797 + 303)
地 方	レース	7,300	(6,760 + 540)

	その他	5,100	(4,636	+	464)
準 国 内	レース	8,400	(7,636	+	764)
	その他	7,400	(6,727	+	673)
国 内	レース	27,000	(24,545	+	2,455)
	その他	19,100	(17,364	+	1,736)
国 際 (FIA料金は別途納入)	レース	266,900	(242,636	+	24,264)
	その他	138,800	(126,182	+	12,618)

※その他＝ラリー、スピード競技

4. スポーツカレンダーの取り消し手数料

競 技 の 格 式	種 別	手数料 (円)	(本体価格	+	消費税 (10%))
クローズド	-----	5,100	(4,636	+	464)
地 方	レース	9,500	(8,636	+	864)
	その他	7,400	(6,727	+	673)
準 国 内	レース	12,200	(11,091	+	1,109)
	その他	9,500	(8,636	+	864)
国 内	レース	33,100	(30,091	+	3,009)
	その他	24,000	(21,818	+	2,182)
国 際 (FIA料金は別途納入)	レース	320,300	(291,182	+	29,118)
	その他	160,200	(145,636	+	14,564)

※その他＝ラリー、スピード競技

5. スポーツカレンダーの名称変更手数料

競 技 の 格 式	種 別	手数料 (円)	(本体価格	+	消費税 (10%))
クローズド	-----	500	(455	+	45)
地 方	レース	3,100	(2,818	+	282)
	その他	3,100	(2,818	+	282)
準 国 内	レース	3,100	(2,818	+	282)
	その他	3,100	(2,818	+	282)
国 内	レース	10,500	(9,545	+	955)
	その他	10,500	(9,545	+	955)
国 際 (FIA料金は別途納入)	レース	10,500	(9,545	+	955)
	その他	10,500	(9,545	+	955)

	その他	5,100	(4,723	+	377)
準 国 内	レース	8,300	(7,686	+	614)
	その他	7,300	(6,760	+	540)
国 内	レース	26,600	(24,630	+	1,970)
	その他	18,800	(17,408	+	1,392)
国 際 (FIA料金は別途納入)	レース	262,100	(242,686	+	19,414)
	その他	136,300	(126,204	+	10,096)

※その他＝ラリー、スピード競技

4. スポーツカレンダーの取り消し手数料

競 技 の 格 式	種 別	手数料 (円)	(本体価格	+	消費税 (8%))
クローズド	-----	5,100	(4,723	+	377)
地 方	レース	9,400	(8,704	+	696)
	その他	7,300	(6,760	+	540)
準 国 内	レース	12,000	(11,112	+	888)
	その他	9,400	(8,704	+	696)
国 内	レース	32,500	(30,093	+	2,407)
	その他	23,600	(21,852	+	1,748)
国 際 (FIA料金は別途納入)	レース	314,500	(291,204	+	23,296)
	その他	157,300	(145,649	+	11,651)

※その他＝ラリー、スピード競技

5. スポーツカレンダーの名称変更手数料

競 技 の 格 式	種 別	手数料 (円)	(本体価格	+	消費税 (8%))
クローズド	-----	500	(463	+	37)
地 方	レース	3,100	(2,871	+	229)
	その他	3,100	(2,871	+	229)
準 国 内	レース	3,100	(2,871	+	229)
	その他	3,100	(2,871	+	229)
国 内	レース	10,400	(9,630	+	770)
	その他	10,400	(9,630	+	770)
国 際 (FIA料金は別途納入)	レース	10,400	(9,630	+	770)
	その他	10,400	(9,630	+	770)

※その他＝ラリー、スピード競技

第5条 選手権カレンダー登録手数料

選手権のカレンダー登録申請を行う場合、第4条に定める登録手数料のほかに選手権競技カレンダー登録手数料を必要とする。1選手権部門ごとの登録手数料は下表の通りとする。

種別	登録手数料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
全日本選手権レース	299,000	(271,818 + 27,182)
JAFカップ/トロフィーレース	1,067,900	(970,818 + 97,082)
地方レース選手権	19,100	(17,364 + 1,736)
全日本ラリー選手権	160,200	(145,636 + 14,564)
地方ラリー選手権	19,100	(17,364 + 1,736)
全日本スピード競技選手権	160,200	(145,636 + 14,564)
JAFカップ ジムカー/JAFカップ オールスターダートトライアル	160,200	(145,636 + 14,564)
地方スピード競技選手権	19,100	(17,364 + 1,736)
FIA選手権 (FIA料金は別途納入)	F1	1,922,200 (1,747,455 + 174,745)
	F1以外	1,281,600 (1,165,091 + 116,509)

第6条 グランプリタイトル登録料

JAF公認のグランプリレースのタイトル登録料は下表の通りとする。

種別	登録料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
F1グランプリタイトル登録料	8,543,600	(7,766,909 + 776,691)
JAFグランプリレース	3,737,700	(3,397,909 + 339,791)

第7条 サーキットまたはコース公認申請料

JAF公認の競技を行うサーキットまたはコースは、JAFの公認を受けなければならない。

その公認料は下表の通りとする。(新規申請時のみ)

種別	公認申請料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
国際サーキット(実費別途納入)	1,174,600	(1,067,818 + 106,782)
国内サーキット	587,200	(533,818 + 53,382)
その他の国際コース(実費別途納入)	266,900	(242,636 + 24,264)

※その他＝ラリー、スピード競技

第5条 選手権カレンダー登録手数料

選手権のカレンダー登録申請を行う場合、第4条に定める登録手数料のほかに選手権競技カレンダー登録手数料を必要とする。1選手権部門ごとの登録手数料は下表の通りとする。

種別	登録手数料(円)	(本体価格 + 消費税(8%))
全日本選手権レース	293,600	(271,852 + 21,748)
JAFカップ/トロフィーレース	1,048,500	(970,834 + 77,666)
地方レース選手権	18,800	(17,408 + 1,392)
全日本ラリー選手権	157,300	(145,649 + 11,651)
地方ラリー選手権	18,800	(17,408 + 1,392)
全日本スピード競技選手権	157,300	(145,649 + 11,651)
JAFカップ ジムカー/JAFカップ オールスターダートトライアル	157,300	(145,649 + 11,651)
地方スピード競技選手権	18,800	(17,408 + 1,392)
FIA選手権 (FIA料金は別途納入)	F1	1,887,300 (1,747,500 + 139,800)
	F1以外	1,258,300 (1,165,093 + 93,207)

第6条 グランプリタイトル登録料

JAF公認のグランプリレースのタイトル登録料は下表の通りとする。

種別	登録料(円)	(本体価格 + 消費税(8%))
F1グランプリタイトル登録料	8,388,300	(7,766,945 + 621,355)
JAFグランプリレース	3,669,800	(3,397,963 + 271,837)

第7条 サーキットまたはコース公認申請料

JAF公認の競技を行うサーキットまたはコースは、JAFの公認を受けなければならない。

その公認料は下表の通りとする。(新規申請時のみ)

種別	公認申請料(円)	(本体価格 + 消費税(8%))
国際サーキット(実費別途納入)	1,153,300	(1,067,871 + 85,429)
国内サーキット	576,600	(533,889 + 42,711)
その他の国際コース(実費別途納入)	262,100	(242,686 + 19,414)

国内スピード競技コース（1級～2級）	106,700	(97,000 + 9,700)
国内スピード競技コース（3級）	52,300	(47,545 + 4,755)

第8条 サーキットまたはコース許可証料

コース公認に当たっては新規・更新申請にも下表の許可証料を必要とする。
 なお、サーキットにおいては設定されたコース毎に許可証料が必要となる。

種 別	許可証料 (円)	(本体価格 + 消費税 (10%))
国際サーキット(1年)(実費別途納入)	320,300	(291,182 + 29,118)
国際サーキット(3年)(実費別途納入)	913,000	(830,000 + 83,000)
国内サーキット(1年)	266,900	(242,636 + 24,264)
国内サーキット(3年)	760,600	(691,455 + 69,145)
その他の国際コース(実費別途納入)	128,100	(116,455 + 11,645)
国内スピード競技コース (1級～2級)(1年)	85,400	(77,636 + 7,764)
国内スピード競技コース (1級～2級)(3年)	243,500	(221,364 + 22,136)
国内スピード競技コース(3級)(1年)	41,800	(38,000 + 3,800)
国内スピード競技コース(3級)(3年)	119,400	(108,545 + 10,855)

第9条 査察料

申請者からの要請によるサーキットまたはコースの査察には査察料を必要とする。
 その査察料は下表の通りとする。

種 別	査察料 (円)	(本体価格 + 消費税 (10%))
国際サーキット(実費別途納入)	373,600	(339,636 + 33,964)
国内サーキット	213,400	(194,000 + 19,400)
その他の国際コース(実費別途納入)	213,400	(194,000 + 19,400)
その他の国内コース	なし	(— —)

第10条 記録挑戦組織許可および記録証明料

1. 記録挑戦組織許可料(公認料を含む)

種 別	組織許可料等(円)	(本体価格 + 消費税 (10%))
世界記録挑戦(FIA料金別途納入)	2,135,900	(1,941,727 + 194,173)
国際記録挑戦(FIA料金別途納入)	1,067,900	(970,818 + 97,082)

国内スピード競技コース（1級～2級）	104,800	(97,038 + 7,762)
国内スピード競技コース（3級）	51,400	(47,593 + 3,807)

第8条 サーキットまたはコース許可証料

コース公認に当たっては新規・更新申請にも下表の許可証料を必要とする。
 なお、サーキットにおいては設定されたコース毎に許可証料が必要となる。

種 別	許可証料 (円)	(本体価格 + 消費税 (8%))
国際サーキット(1年)(実費別途納入)	314,500	(291,204 + 23,296)
国際サーキット(3年)(実費別途納入)	896,400	(830,000 + 66,400)
国内サーキット(1年)	262,100	(242,686 + 19,414)
国内サーキット(3年)	746,800	(691,482 + 55,318)
その他の国際コース(実費別途納入)	125,800	(116,482 + 9,318)
国内スピード競技コース (1級～2級)(1年)	83,900	(77,686 + 6,214)
国内スピード競技コース (1級～2級)(3年)	239,100	(221,389 + 17,711)
国内スピード競技コース(3級)(1年)	41,100	(38,056 + 3,044)
国内スピード競技コース(3級)(3年)	117,300	(108,612 + 8,688)

第9条 査察料

申請者からの要請によるサーキットまたはコースの査察には査察料を必要とする。
 その査察料は下表の通りとする。

種 別	査察料 (円)	(本体価格 + 消費税 (8%))
国際サーキット(実費別途納入)	366,900	(339,723 + 27,177)
国内サーキット	209,600	(194,075 + 15,525)
その他の国際コース(実費別途納入)	209,600	(194,075 + 15,525)
その他の国内コース	なし	(— —)

第10条 記録挑戦組織許可および記録証明料

1. 記録挑戦組織許可料(公認料を含む)

種 別	組織許可料等(円)	(本体価格 + 消費税 (8%))
世界記録挑戦(FIA料金別途納入)	2,097,100	(1,941,760 + 155,340)
国際記録挑戦(FIA料金別途納入)	1,048,500	(970,834 + 77,666)

国内記録挑戦	101,400	(92,182 + 9,218)
--------	---------	--------------------

記録挑戦に立ち会う J A F から派遣する者の旅費、宿泊費、日当およびその他の諸経費の実費は申請者が支弁する。

2. 記録証明料

種 別	記録証明料 (円)	(本体価格 + 消費税 (10%))
世界記録 (FIA 料金別途納入)	213,400	(194,000 + 19,400)
国際記録 (FIA 料金別途納入)	106,700	(97,000 + 9,700)
国内記録	39,500	(35,909 + 3,591)
地方記録	21,200	(19,273 + 1,927)

第11条 競技参加者および運転者許可証料

種 別	区 分	許可証料 (円)	(本体価格 + 消費税 (10%))
国際運転者 A	新規・更新	14,800	(13,455 + 1,345)
	再発行	7,400	(6,727 + 673)
国際運転者 B	新規・更新	12,700	(11,545 + 1,155)
	再発行	6,400	(5,818 + 582)
国際運転者 C	新規・更新	10,500	(9,545 + 955)
および R	再発行	5,100	(4,636 + 464)
国内運転者 A	新規・更新	4,100	(3,727 + 373)
および 限定 A	再発行	2,100	(1,909 + 191)
国内運転者 B	新規・更新	3,100	(2,818 + 282)
	再発行	1,500	(1,364 + 136)
国際参加者	新規・更新	12,700	(11,545 + 1,155)
	再発行	6,400	(5,818 + 582)
国内参加者	新規・更新	6,400	(5,818 + 582)
	再発行	3,100	(2,818 + 282)

○同一年度内において上位クラスを取得した場合…その差額とする。

第12条 公認審判員許可証料

種 別	区 分	許可証料 (円)	(本体価格 + 消費税 (10%))
審判員 1 級	新規・更新	5,100	(4,636 + 464)
	再発行	2,600	(2,364 + 236)

国内記録挑戦	99,600	(92,223 + 7,377)
--------	--------	--------------------

記録挑戦に立ち会う J A F から派遣する者の旅費、宿泊費、日当およびその他の諸経費の実費は申請者が支弁する。

2. 記録証明料

種 別	記録証明料 (円)	(本体価格 + 消費税 (8%))
世界記録 (FIA 料金別途納入)	209,600	(194,075 + 15,525)
国際記録 (FIA 料金別途納入)	104,800	(97,038 + 7,762)
国内記録	38,800	(35,926 + 2,874)
地方記録	20,900	(19,352 + 1,548)

第11条 競技参加者および運転者許可証料

種 別	区 分	許可証料 (円)	(本体価格 + 消費税 (8%))
国際運転者 A	新規・更新	14,600	(13,519 + 1,081)
	再発行	7,300	(6,760 + 540)
国際運転者 B	新規・更新	12,500	(11,575 + 925)
	再発行	6,300	(5,834 + 466)
国際運転者 C	新規・更新	10,400	(9,630 + 770)
および R	再発行	5,100	(4,723 + 377)
国内運転者 A	新規・更新	4,100	(3,797 + 303)
および 限定 A	再発行	2,100	(1,945 + 155)
国内運転者 B	新規・更新	3,100	(2,871 + 229)
	再発行	1,500	(1,389 + 111)
国際参加者	新規・更新	12,500	(11,575 + 925)
	再発行	6,300	(5,834 + 466)
国内参加者	新規・更新	6,300	(5,834 + 466)
	再発行	3,100	(2,871 + 229)

○同一年度内において上位クラスを取得した場合…その差額とする。

第12条 公認審判員許可証料

種 別	区 分	許可証料 (円)	(本体価格 + 消費税 (8%))
審判員 1 級	新規・更新	5,100	(4,723 + 377)
	再発行	2,600	(2,408 + 192)

審判員 2 級	新規・更新	4,100	(3,727 + 373)
	再発行	2,100	(1,909 + 191)
審判員 3 級	新規・更新	3,100	(2,818 + 282)
	再発行	1,500	(1,364 + 136)

○同一年度内において上位クラスを取得した場合…その差額とする。

○同一年度内においてB 2 級（B 1 級を含む）からA 2 級を取得した場合、またはB 1 級からA 1 級を取得した場合…500円（本体価格455円、消費税45円）

○公認審判員許可証を2 種目以上併有の場合…最上級の許可証料を基本として計算し、2 種目めより1 種目につき500円（本体価格455円、消費税45円）を算する。

第13条 エキスパートライセンス許可証料

種 別	区 分	許可証料 (円)	(本体価格 + 消費税 (10%))
エキスパート	新規登録	31,900	(29,000 + 2,900)
	年度更新	15,800	(14,364 + 1,436)
	再発行	7,900	(7,182 + 718)

第14条 許可証推薦申請料

許可証推薦申請の場合には、第11条および第12条に定める許可証料のほかに許可証推薦申請料を必要とする。その申請料は下表の通りとする。

なお、すでに納入された申請料については、許可証推薦申請が認められない場合であっても返還されない。

種 別	区 分	許可証料 (円)	(本体価格 + 消費税 (10%))
国際競技運転者許可証	A	35,200	(32,000 + 3,200)
	B	31,900	(29,000 + 2,900)
	C	28,800	(26,182 + 2,618)
国内競技運転者許可証	A	12,700	(11,545 + 1,155)
	B	9,500	(8,636 + 864)
公認審判員許可証	1 級	22,400	(20,364 + 2,036)
	2 級	6,400	(5,818 + 582)
	3 級	4,600	(4,182 + 418)

第15条 競技役員の報酬

1. 競技会の役務につく役員の報酬については、前もってオーガナイザーと当該役

審判員 2 級	新規・更新	4,100	(3,797 + 303)
	再発行	2,100	(1,945 + 155)
審判員 3 級	新規・更新	3,100	(2,871 + 229)
	再発行	1,500	(1,389 + 111)

○同一年度内において上位クラスを取得した場合…その差額とする。

○同一年度内においてB 2 級（B 1 級を含む）からA 2 級を取得した場合、またはB 1 級からA 1 級を取得した場合…500円（本体価格463円、消費税37円）

○公認審判員許可証を2 種目以上併有の場合…最上級の許可証料を基本として計算し、2 種目めより1 種目につき500円（本体価格463円、消費税37円）を加算する。

第13条 エキスパートライセンス許可証料

種 別	区 分	許可証料 (円)	(本体価格 + 消費税 (8%))
エキスパート	新規登録	31,400	(29,075 + 2,325)
	年度更新	15,600	(14,445 + 1,155)
	再発行	7,800	(7,223 + 577)

第14条 許可証推薦申請料

許可証推薦申請の場合には、第11条および第12条に定める許可証料のほかに許可証推薦申請料を必要とする。その申請料は下表の通りとする。

なお、すでに納入された申請料については、許可証推薦申請が認められない場合であっても返還されない。

種 別	区 分	許可証料 (円)	(本体価格 + 消費税 (8%))
国際競技運転者許可証	A	34,600	(32,038 + 2,562)
	B	31,400	(29,075 + 2,325)
	C	28,300	(26,204 + 2,096)
国内競技運転者許可証	A	12,500	(11,575 + 925)
	B	9,400	(8,704 + 696)
公認審判員許可証	1 級	22,000	(20,371 + 1,629)
	2 級	6,300	(5,834 + 466)
	3 級	4,600	(4,260 + 340)

第15条 競技役員の報酬

1. 競技会の役務につく役員の報酬については、前もってオーガナイザーと当該役

員とによって定めるものとする。J A F公認の審判員（技術、計時、コース）は、1日当たりの報酬が次の額を超えないものとする。

ク ラ ス	報 酬 額
1 級	8,000 円まで
2 級	6,000 円まで
3 級	5,000 円まで

○ただし、監督の任務を行うものに対しては、9,000円まで増額支給することができる。

2. 競技役員の仕事につくための旅費、宿泊費、諸経費および業務遂行に必要な器具、機材、装置などを当該役員によって提供される場合、その賃貸料については、オーガナイザーとの協議のうえ定めるものとする。（国内競技規則10-8参照）

第16条 罰金

国内競技規則にのっとって科せられる罰金は、1,000万円を超えないものとする（国内競技規則11-5参照）。

第17条 抗議料

競技会における抗議料は下表の通りとする。

競 技 の 格 式	抗議料 (円)	(本体価格 + 消費税 (10%))
国際競技の場合	<u>106,700</u>	(<u>97,000</u> + <u>9,700</u>)
国内競技の場合	<u>53,300</u>	(<u>48,455</u> + <u>4,845</u>)
準国内、地方、クローズド競技の場合	<u>21,200</u>	(<u>19,273</u> + <u>1,927</u>)

（国内競技規則12-2参照）。

第18条 控訴料

控訴料は次の通りとする。

1. J A Fのモータースポーツ審査委員会に申請する控訴

競 技 の 格 式	控訴料 (円)	(本体価格 + 消費税 (10%))
国際競技の場合	<u>266,900</u>	(<u>242,636</u> + <u>24,264</u>)
国内、準国内競技の場合	<u>160,200</u>	(<u>145,636</u> + <u>14,564</u>)
地方、クローズド競技の場合	<u>106,700</u>	(<u>97,000</u> + <u>9,700</u>)

員とによって定めるものとする。J A F公認の審判員（技術、計時、コース）は、1日当たりの報酬が次の額を超えないものとする。

ク ラ ス	報 酬 額
1 級	8,000円まで
2 級	6,000 円まで
3 級	5,000 円まで

○ただし、監督の任務を行うものに対しては、9,000円まで増額支給することができる。

2. 競技役員の仕事につくための旅費、宿泊費、諸経費および業務遂行に必要な器具、機材、装置などを当該役員によって提供される場合、その賃貸料については、オーガナイザーとの協議のうえ定めるものとする。（国内競技規則10-8参照）

第16条 罰金

国内競技規則にのっとって科せられる罰金は、1,000万円を超えないものとする（国内競技規則11-5参照）。

第17条 抗議料

競技会における抗議料は下表の通りとする。

競 技 の 格 式	抗議料 (円)	(本体価格 + 消費税 (8%))
国際競技の場合	<u>104,800</u>	(<u>97,038</u> + <u>7,762</u>)
国内競技の場合	<u>52,400</u>	(<u>48,519</u> + <u>3,881</u>)
準国内、地方、クローズド競技の場合	<u>20,900</u>	(<u>19,352</u> + <u>1,548</u>)

（国内競技規則12-2参照）。

第18条 控訴料

控訴料は次の通りとする。

1. J A Fのモータースポーツ審査委員会に申請する控訴

競 技 の 格 式	控訴料 (円)	(本体価格 + 消費税 (8%))
国際競技の場合	<u>262,100</u>	(<u>242,686</u> + <u>19,414</u>)
国内、準国内競技の場合	<u>157,300</u>	(<u>145,649</u> + <u>11,651</u>)
地方、クローズド競技の場合	<u>104,800</u>	(<u>97,038</u> + <u>7,762</u>)

2. JAFのモータースポーツ中央審査委員会に申請する控訴

内 容	控訴料 (円)	(本体価格 + 消費税 (10%))
モータースポーツ中央審査委員会への控訴	534,000	(485,455 + 48,545)

(国内競技規則13-2参照)

第19条 抗議および控訴にかかわる費用

抗議および控訴に関する審査に特別な作業を伴う場合には、申請者はその作業の費用全額を負担することを申請時に保証しなければならない。

この費用は、抗議または控訴が正当と裁定された場合にのみ返却され、その場合当該費用は、被抗議者または、被控訴者が負担するものとする。

第20条 海外競技出場証明料

JAF発給の国際競技運転者(参加者)許可証所持者が、外国において開催される競技に参加するために必要な出場証明書(国際モータースポーツ競技規定2.3.8または3.9.4、国内競技規則4-13)の申請料は下表の通りとする。

種 別	証明書申請料 (円)	(本体価格 + 消費税 (10%))
1件につき	8,400	(7,636 + 764)
数次(当該年度有効)	24,500	(22,273 + 2,227)

第21条 外国のASN発給のライセンス取得のための証明料

JAF発給の競技運転者許可証所持者が、外国のASN発給のライセンスを取得するために必要な証明書(国際モータースポーツ競技規則9条3項)の申請料は下表の通りとする。

内 容	証明書申請料 (円)	(本体価格 + 消費税 (10%))
1件につき	15,800	(14,364 + 1,436)

第22条 車両公認申請料

1. 国内申請

種 別	区 分	申請料 (円)	(本体価格 + 消費税 (10%))
新 型	基本型	213,400	(194,000 + 19,400)
	割増料	2,100	(1,909 + 191)

2. JAFのモータースポーツ中央審査委員会に申請する控訴

内 容	控訴料 (円)	(本体価格 + 消費税 (8%))
モータースポーツ中央審査委員会への控訴	524,300	(485,463 + 38,837)

(国内競技規則13-2参照)

第19条 抗議および控訴にかかわる費用

抗議および控訴に関する審査に特別な作業を伴う場合には、申請者はその作業の費用全額を負担することを申請時に保証しなければならない。

この費用は、抗議または控訴が正当と裁定された場合にのみ返却され、その場合当該費用は、被抗議者または、被控訴者が負担するものとする。

第20条 海外競技出場証明料

JAF発給の国際競技運転者(参加者)許可証所持者が、外国において開催される競技に参加するために必要な出場証明書(国際モータースポーツ競技規則第70条、国内競技規則4-13)の申請料は下表の通りとする。

種 別	証明書申請料 (円)	(本体価格 + 消費税 (8%))
1件につき	8,300	(7,686 + 614)
数次(当該年度有効)	24,100	(22,315 + 1,785)

第21条 外国のASN発給のライセンス取得のための証明料

JAF発給の競技運転者許可証所持者が、外国のASN発給のライセンスを取得するために必要な証明書(国際モータースポーツ競技規則第110条)の申請料は下表の通りとする。

内 容	証明書申請料 (円)	(本体価格 + 消費税 (8%))
1件につき	15,600	(14,445 + 1,155)

第22条 車両公認申請料

1. 国内申請

種 別	区 分	申請料 (円)	(本体価格 + 消費税 (8%))
新 型	基本型	209,600	(194,075 + 15,525)
	割増料	2,100	(1,945 + 155)

変型	基本型	85,300	(77,545 + 7,755)
	割増料	2,100	(1,909 + 191)
正常進化	基本型	85,300	(77,545 + 7,755)
	割増料	2,100	(1,909 + 191)

2. 国際申請

種別	区分	申請料
新 型	基本型	上記国内申請料 + F I A料金 + 郵送料 (実費)
	割増料	上記国内申請料 + F I A料金 + 郵送料 (実費)
変 型	基本型	上記国内申請料 + F I A料金 + 郵送料 (実費)
	割増料	上記国内申請料 + F I A料金 + 郵送料 (実費)
正常進化	基本型	上記国内申請料 + F I A料金 + 郵送料 (実費)
	割増料	上記国内申請料 + F I A料金 + 郵送料 (実費)

○国内基本料金および割増料に対する申請書の頁数を下記の通りとする。

申請内容	基本料の頁数	基本料の頁数を超え1頁増すごとに割増料金
新 型	1～16頁まで	
変 型	2頁まで	
正常進化	2頁まで	

○国際変型、正常進化に対する割増料はF I A規定による料金。

注) 再審議申請の場合はさらに国際申請料を徴収する。

第23条 J A F登録車両申請料

J A F登録車両規定による、登録車両の申請は運輸省指定番号を基準として、下表の通りとする。

種別	申請料 (円)	(本体価格 + 消費税 (10%))
1件につき	特別団体以外	128,100 (116,455 + 11,645)
	特別団体	42,600 (38,727 + 3,873)

第24条 計測用具、燃料、油脂、自動車スポーツ用品、部品等認定申請料

内 容	申請料 (円)	(本体価格 + 消費税 (10%))
1件につき	277,600	(252,364 + 25,236)

変型	基本型	83,800	(77,593 + 6,207)
	割増料	2,100	(1,945 + 155)
正常進化	基本型	83,800	(77,593 + 6,207)
	割増料	2,100	(1,945 + 155)

2. 国際申請

種別	区分	申請料
新 型	基本型	上記国内申請料 + F I A料金 + 郵送料 (実費)
	割増料	上記国内申請料 + F I A料金 + 郵送料 (実費)
変 型	基本型	上記国内申請料 + F I A料金 + 郵送料 (実費)
	割増料	上記国内申請料 + F I A料金 + 郵送料 (実費)
正常進化	基本型	上記国内申請料 + F I A料金 + 郵送料 (実費)
	割増料	上記国内申請料 + F I A料金 + 郵送料 (実費)

○国内基本料金および割増料に対する申請書の頁数を下記の通りとする。

申請内容	基本料の頁数	基本料の頁数を超え1頁増すごとに割増料金
新 型	1～16頁まで	
変 型	2頁まで	
正常進化	2頁まで	

○国際変型、正常進化に対する割増料はF I A規定による料金。

注) 再審議申請の場合はさらに国際申請料を徴収する。

第23条 J A F登録車両申請料

J A F登録車両規定による、登録車両の申請は運輸省指定番号を基準として、下表の通りとする。

種別	申請料 (円)	(本体価格 + 消費税 (8%))
1件につき	特別団体以外	125,800 (116,482 + 9,318)
	特別団体	41,900 (38,797 + 3,103)

第24条 計測用具、燃料、油脂、自動車スポーツ用品、部品等認定申請料

内 容	申請料 (円)	(本体価格 + 消費税 (8%))
1件につき	272,600	(252,408 + 20,192)

第25条

上記第22条、第23条、第24条の申請にかかわる査察、立合等のためJ A Fから派遣する者の旅費、宿泊費、日当およびその他の諸経費の実費は申請者が支弁する。

第26条 講習会開設申請料および受講料

1. Bライセンス講習会

種 別	申請料、受講料 (円)	(本体価格 + 消費税 (10%))
開設申請料 1件につき	3,600	(3,273 + 327)
受講料 1人 ※	4,100円以内	(3,727 + 373)

※ただし、J A F 指定の教材費は実費とする。

2. Aライセンス講習会

種 別	申請料、受講料 (円)	(本体価格 + 消費税 (10%))
開設申請料 1件につき	6,900	(6,273 + 627)
受講料 国内B所持者 および限定A取得希望者 1人※	21,200円以内	(19,273 + 1,927)
受講料 国内B非所持者	25,100円以内	(22,818 + 2,282)

※ただし、J A F 指定の教材費は実費とする。

3. 公認審判員講習会

種 別	申請料、受講料 (円)	(本体価格 + 消費税 (10%))
開設申請料 1件につき	3,600	(3,273 + 327)
受講料 1人 ※	12,700円以内	(11,545 + 1,155)

※他の種目を同時に受講する場合は、1種目につき4,100円（本体3,728円、消費税372円）の割増とする。

ただし、J A F 指定の教材費は実費とする。

4. 国際ソーラーカーライセンス講習会※

種 別	申請料、受講料 (円)	(本体価格 + 消費税 (10%))
開設申請料 1件につき	6,900	(6,273 + 627)
受講料 1人※	21,200 以内	(19,273 + 1,927)

第25条

上記第22条、第23条、第24条の申請にかかわる査察、立合等のためJ A Fから派遣する者の旅費、宿泊費、日当およびその他の諸経費の実費は申請者が支弁する。

第26条 講習会開設申請料および受講料

1. Bライセンス講習会

種 別	申請料、受講料 (円)	(本体価格 + 消費税 (8%))
開設申請料 1件につき	3,600	(3,334 + 266)
受講料 1人 ※	4,100円以内	(3,797円以内 + 303円以内)

※ただし、J A F 指定の教材費は実費とする。

2. Aライセンス講習会

種 別	申請料、受講料 (円)	(本体価格 + 消費税 (8%))
開設申請料 1件につき	6,800	(6,297 + 503)
受講料 国内B所持者 および限定A取得希望者 1人※	20,900円以内	(19,352円以内 + 1,548円以内)
受講料 国内B非所持者	24,700円以内	(22,871円以内 + 1,829円以内)

※ただし、J A F 指定の教材費は実費とする。

3. 公認審判員講習会

種 別	申請料、受講料 (円)	(本体価格 + 消費税 (8%))
開設申請料 1件につき	3,600	(3,334 + 266)
受講料 1人 ※	12,500円以内	(11,575円以内 + 925円以内)

※他の種目を同時に受講する場合は、1種目につき4,100円（本体3,797円、消費税303円）の割増とする。

ただし、J A F 指定の教材費は実費とする。

※国内競技規則細則 講習会開設規定第4章「国際ソーラーカーライセンス講習会」より集約し追記。

※ただし、JAF指定の教材費は実費とする。

第27条 ヒストリック車両に関する証明書類申請料

FIA国際モータースポーツ競技付則K項に定めるヒストリック車両に関する各証明書類の発行申請料は、下記の通りとする。

種 別	申請料 (円)	(本体価格 + 消費税 (10%))
FIA ヒストリック・テクニカルパスポート (HTP)	37,600	(34,182 + 3,418)
FIA ヒストリック・レギュラリティーカーパス (HRCP)	12,000	(10,909 + 1,091)

附則 第1条 施行日

本規定は、2019年10月1日より施行する。

第27条 ヒストリック車両に関する証明書類申請料

FIA国際モータースポーツ競技付則K項に定めるヒストリック車両に関する各証明書類の発行申請料は、下記の通りとする。

種 別	申請料 (円)	(本体価格 + 消費税 (8%))
FIA ヒストリック・テクニカルパスポート (HTP)	37,000	(34,260 + 2,740)
FIA ヒストリック・レギュラリティーカーパス (HRCP)	11,800	(10,926 + 874)

附則 第1条 施行日

本規定は、2014年4月1日より施行する。

カート競技に関する申請・登録等手数料規定

＜新旧対照表＞

※下線部：変更箇所

改正後	改正前																																																																																																										
<p>「消費税込の金額」を表示し、これにその内訳（本体価格＋消費税 <u>10%</u>）を付記しています。</p> <p>第1条 クラブおよび団体の登録申請料</p> <p>JAFに登録されるクラブ、団体の加盟申請料および年度登録申請料は下表の通りとする。登録は毎年1月1日より12月31日までを有効期限とし、更新は前年の12月から開始し、原則としてその年の3月末までに行うものとする。</p> <p>なお、すでに納入した加盟申請料および年度登録申請料は、自ら登録を取りやめ、また取消された場合でも返還されない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">クラブ・団体</th> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 15%;">申請料(円)</th> <th style="width: 15%;">(本体価格 + 消費税(10%))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">準加盟カートクラブ</td> <td>加盟</td> <td style="text-align: right;"><u>8,400</u></td> <td style="text-align: right;">(7,636 + 764)</td> </tr> <tr> <td>年度登録</td> <td style="text-align: right;"><u>19,100</u></td> <td style="text-align: right;">(17,364 + 1,736)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加盟カートクラブ</td> <td>加盟</td> <td style="text-align: right;"><u>8,400</u></td> <td style="text-align: right;">(7,636 + 764)</td> </tr> <tr> <td>年度登録</td> <td style="text-align: right;"><u>19,100</u></td> <td style="text-align: right;">(17,364 + 1,736)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公認カートクラブ</td> <td>加盟</td> <td style="text-align: right;"><u>53,300</u></td> <td style="text-align: right;">(48,455 + 4,845)</td> </tr> <tr> <td>年度登録</td> <td style="text-align: right;"><u>106,700</u></td> <td style="text-align: right;">(97,000 + 9,700)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加盟カート団体</td> <td>加盟</td> <td style="text-align: right;"><u>53,300</u></td> <td style="text-align: right;">(48,455 + 4,845)</td> </tr> <tr> <td>年度登録</td> <td style="text-align: right;"><u>106,700</u></td> <td style="text-align: right;">(97,000 + 9,700)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別カート団体</td> <td>加盟</td> <td style="text-align: right;"><u>106,700</u></td> <td style="text-align: right;">(97,000 + 9,700)</td> </tr> <tr> <td>年度登録</td> <td style="text-align: right;"><u>213,400</u></td> <td style="text-align: right;">(194,000 + 19,400)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加盟カートコース団体</td> <td>加盟</td> <td style="text-align: right;"><u>31,900</u></td> <td style="text-align: right;">(29,000 + 2,900)</td> </tr> <tr> <td>年度登録</td> <td style="text-align: right;"><u>96,000</u></td> <td style="text-align: right;">(87,273 + 8,727)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公認カートコース団体</td> <td>加盟</td> <td style="text-align: right;"><u>53,300</u></td> <td style="text-align: right;">(48,455 + 4,845)</td> </tr> <tr> <td>年度登録</td> <td style="text-align: right;"><u>192,000</u></td> <td style="text-align: right;">(174,545 + 17,455)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 加盟申請料は新規登録の際に納入するものとし、以後の更新には、年度登録申請料のみを納入するものとする。</p> <p>2) 準加盟カートクラブより加盟カートクラブ、加盟カートクラブより公認カートクラブ、加盟カート団体より特別カート団体および加盟カートコース団体より公認カートコース団体に昇格する場合は改めて規定の加盟申請料を納入するものとする。(年度途中において</p>	クラブ・団体	種別	申請料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))	準加盟カートクラブ	加盟	<u>8,400</u>	(7,636 + 764)	年度登録	<u>19,100</u>	(17,364 + 1,736)	加盟カートクラブ	加盟	<u>8,400</u>	(7,636 + 764)	年度登録	<u>19,100</u>	(17,364 + 1,736)	公認カートクラブ	加盟	<u>53,300</u>	(48,455 + 4,845)	年度登録	<u>106,700</u>	(97,000 + 9,700)	加盟カート団体	加盟	<u>53,300</u>	(48,455 + 4,845)	年度登録	<u>106,700</u>	(97,000 + 9,700)	特別カート団体	加盟	<u>106,700</u>	(97,000 + 9,700)	年度登録	<u>213,400</u>	(194,000 + 19,400)	加盟カートコース団体	加盟	<u>31,900</u>	(29,000 + 2,900)	年度登録	<u>96,000</u>	(87,273 + 8,727)	公認カートコース団体	加盟	<u>53,300</u>	(48,455 + 4,845)	年度登録	<u>192,000</u>	(174,545 + 17,455)	<p>従来、「本体申請・登録等手数料」、「消費税」および「合計金額」を表示していましたが、今後は、「消費税込の金額」を表示し、これにその内訳（本体価格＋消費税 <u>8%</u>）を付記しました。あわせて、百円未満の金額を四捨五入、消費税込の金額を100円刻みとしています。</p> <p>第1条 クラブおよび団体の登録申請料</p> <p>JAFに登録されるクラブ、団体の加盟申請料および年度登録申請料は下表の通りとする。登録は毎年1月1日より12月31日までを有効期限とし、更新は前年の12月から開始し、原則としてその年の3月末までに行うものとする。</p> <p>なお、すでに納入した加盟申請料および年度登録申請料は、自ら登録を取りやめ、また取消された場合でも返還されない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">クラブ・団体</th> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 15%;">申請料(円)</th> <th style="width: 15%;">(本体価格 + 消費税(8%))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">準加盟カートクラブ</td> <td>加盟</td> <td style="text-align: right;"><u>8,300</u></td> <td style="text-align: right;">(7,686 + 614)</td> </tr> <tr> <td>年度登録</td> <td style="text-align: right;"><u>18,800</u></td> <td style="text-align: right;">(17,408 + 1,392)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加盟カートクラブ</td> <td>加盟</td> <td style="text-align: right;"><u>8,300</u></td> <td style="text-align: right;">(7,686 + 614)</td> </tr> <tr> <td>年度登録</td> <td style="text-align: right;"><u>18,800</u></td> <td style="text-align: right;">(17,408 + 1,392)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公認カートクラブ</td> <td>加盟</td> <td style="text-align: right;"><u>52,400</u></td> <td style="text-align: right;">(48,519 + 3,881)</td> </tr> <tr> <td>年度登録</td> <td style="text-align: right;"><u>104,800</u></td> <td style="text-align: right;">(97,038 + 7,762)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加盟カート団体</td> <td>加盟</td> <td style="text-align: right;"><u>52,400</u></td> <td style="text-align: right;">(48,519 + 3,881)</td> </tr> <tr> <td>年度登録</td> <td style="text-align: right;"><u>104,800</u></td> <td style="text-align: right;">(97,038 + 7,762)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別カート団体</td> <td>加盟</td> <td style="text-align: right;"><u>104,800</u></td> <td style="text-align: right;">(97,038 + 7,762)</td> </tr> <tr> <td>年度登録</td> <td style="text-align: right;"><u>209,600</u></td> <td style="text-align: right;">(194,075 + 15,525)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加盟カートコース団体</td> <td>加盟</td> <td style="text-align: right;"><u>31,400</u></td> <td style="text-align: right;">(29,075 + 2,325)</td> </tr> <tr> <td>年度登録</td> <td style="text-align: right;"><u>94,300</u></td> <td style="text-align: right;">(87,315 + 6,985)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公認カートコース団体</td> <td>加盟</td> <td style="text-align: right;"><u>52,400</u></td> <td style="text-align: right;">(48,519 + 3,881)</td> </tr> <tr> <td>年度登録</td> <td style="text-align: right;"><u>188,600</u></td> <td style="text-align: right;">(174,630 + 13,970)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 加盟申請料は新規登録の際に納入するものとし、以後の更新には、年度登録申請料のみを納入するものとする。</p> <p>2) 準加盟カートクラブより加盟カートクラブ、加盟カートクラブより公認カートクラブ、加盟カート団体より特別カート団体および加盟カートコース団体より公認カートコース団体に昇格する場合は改めて規定の加盟申請料を納入するものとする。(年度途中において</p>	クラブ・団体	種別	申請料(円)	(本体価格 + 消費税(8%))	準加盟カートクラブ	加盟	<u>8,300</u>	(7,686 + 614)	年度登録	<u>18,800</u>	(17,408 + 1,392)	加盟カートクラブ	加盟	<u>8,300</u>	(7,686 + 614)	年度登録	<u>18,800</u>	(17,408 + 1,392)	公認カートクラブ	加盟	<u>52,400</u>	(48,519 + 3,881)	年度登録	<u>104,800</u>	(97,038 + 7,762)	加盟カート団体	加盟	<u>52,400</u>	(48,519 + 3,881)	年度登録	<u>104,800</u>	(97,038 + 7,762)	特別カート団体	加盟	<u>104,800</u>	(97,038 + 7,762)	年度登録	<u>209,600</u>	(194,075 + 15,525)	加盟カートコース団体	加盟	<u>31,400</u>	(29,075 + 2,325)	年度登録	<u>94,300</u>	(87,315 + 6,985)	公認カートコース団体	加盟	<u>52,400</u>	(48,519 + 3,881)	年度登録	<u>188,600</u>	(174,630 + 13,970)
クラブ・団体	種別	申請料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))																																																																																																								
準加盟カートクラブ	加盟	<u>8,400</u>	(7,636 + 764)																																																																																																								
	年度登録	<u>19,100</u>	(17,364 + 1,736)																																																																																																								
加盟カートクラブ	加盟	<u>8,400</u>	(7,636 + 764)																																																																																																								
	年度登録	<u>19,100</u>	(17,364 + 1,736)																																																																																																								
公認カートクラブ	加盟	<u>53,300</u>	(48,455 + 4,845)																																																																																																								
	年度登録	<u>106,700</u>	(97,000 + 9,700)																																																																																																								
加盟カート団体	加盟	<u>53,300</u>	(48,455 + 4,845)																																																																																																								
	年度登録	<u>106,700</u>	(97,000 + 9,700)																																																																																																								
特別カート団体	加盟	<u>106,700</u>	(97,000 + 9,700)																																																																																																								
	年度登録	<u>213,400</u>	(194,000 + 19,400)																																																																																																								
加盟カートコース団体	加盟	<u>31,900</u>	(29,000 + 2,900)																																																																																																								
	年度登録	<u>96,000</u>	(87,273 + 8,727)																																																																																																								
公認カートコース団体	加盟	<u>53,300</u>	(48,455 + 4,845)																																																																																																								
	年度登録	<u>192,000</u>	(174,545 + 17,455)																																																																																																								
クラブ・団体	種別	申請料(円)	(本体価格 + 消費税(8%))																																																																																																								
準加盟カートクラブ	加盟	<u>8,300</u>	(7,686 + 614)																																																																																																								
	年度登録	<u>18,800</u>	(17,408 + 1,392)																																																																																																								
加盟カートクラブ	加盟	<u>8,300</u>	(7,686 + 614)																																																																																																								
	年度登録	<u>18,800</u>	(17,408 + 1,392)																																																																																																								
公認カートクラブ	加盟	<u>52,400</u>	(48,519 + 3,881)																																																																																																								
	年度登録	<u>104,800</u>	(97,038 + 7,762)																																																																																																								
加盟カート団体	加盟	<u>52,400</u>	(48,519 + 3,881)																																																																																																								
	年度登録	<u>104,800</u>	(97,038 + 7,762)																																																																																																								
特別カート団体	加盟	<u>104,800</u>	(97,038 + 7,762)																																																																																																								
	年度登録	<u>209,600</u>	(194,075 + 15,525)																																																																																																								
加盟カートコース団体	加盟	<u>31,400</u>	(29,075 + 2,325)																																																																																																								
	年度登録	<u>94,300</u>	(87,315 + 6,985)																																																																																																								
公認カートコース団体	加盟	<u>52,400</u>	(48,519 + 3,881)																																																																																																								
	年度登録	<u>188,600</u>	(174,630 + 13,970)																																																																																																								

上級申請する場合は加盟申請料に年度登録申請料の差額を納入するものとする。)

- 3) 加盟カートクラブより準加盟カートクラブ、公認カートクラブより加盟カートクラブ、特別カート団体より加盟カート団体および公認カートコース団体より加盟カートコース団体に降格する場合は改めて規定の加盟申請料を納入するものとする。

第2条 公認競技会の組織許可申請料

J A F 公認競技会の組織許可申請料は下表の通りとする。ただし、複数の格式を含む競技会の場合は、上位格式の料金とする。

なお、すでに納入した申請料は返還されない。

競技の格式	組織許可料 (円)	(本体価格 + 消費税(10%))
制限付	31,900	(29,000 + 2,900)
準国内	31,900	(29,000 + 2,900)
国内	53,300	(48,455 + 4,845)
地方選手権	42,600	(38,727 + 3,873)
ジュニア選手権	53,300	(48,455 + 4,845)
全日本選手権	106,700	(97,000 + 9,700)
準国際・国際	694,100	(631,000 + 63,100)
準国際・国際 (ジュニア)	373,600	(339,636 + 33,964)

第3条 クローズド競技開催届出料

クローズド競技については、第2条、第4条に定める組織許可申請料、カレンダーの登録等手数料は必要とせず、下記の開催届出料を必要とする。

競技の格式	手数料 (円)	(本体価格 + 消費税(10%))
クローズド	5,100	(4,636 + 464)

第4条 カレンダーの登録、変更、追加、名称変更および取消しの手数料

カレンダーにおける登録、変更、追加、名称変更および取消しの手数料は下表の通りとする。

1. カレンダーの登録手数料

競技の格式	手数料 (円)	(本体価格 + 消費税(10%))
制限付	3,600	(3,273 + 327)
準国内	3,600	(3,273 + 327)
国内	13,800	(12,545 + 1,255)
準国際	53,300	(48,455 + 4,845)

上級申請する場合は加盟申請料に年度登録申請料の差額を納入するものとする。)

- 3) 加盟カートクラブより準加盟カートクラブ、公認カートクラブより加盟カートクラブ、特別カート団体より加盟カート団体および公認カートコース団体より加盟カートコース団体に降格する場合は改めて規定の加盟申請料を納入するものとする。

第2条 公認競技会の組織許可申請料

J A F 公認競技会の組織許可申請料は下表の通りとする。ただし、複数の格式を含む競技会の場合は、上位格式の料金とする。

なお、すでに納入した申請料は返還されない。

競技の格式	組織許可料 (円)	(本体価格 + 消費税(8%))
制限付	31,400	(29,075 + 2,325)
準国内	31,400	(29,075 + 2,325)
国内	52,400	(48,519 + 3,881)
地方選手権	41,900	(38,797 + 3,103)
ジュニア選手権	52,400	(48,519 + 3,881)
全日本選手権	104,800	(97,038 + 7,762)
準国際・国際	681,500	(631,019 + 50,481)
準国際・国際 (ジュニア)	366,900	(339,723 + 27,177)

第3条 クローズド競技開催届出料

クローズド競技については、第2条、第4条に定める組織許可申請料、カレンダーの登録等手数料は必要とせず、下記の開催届出料を必要とする。

競技の格式	手数料 (円)	(本体価格 + 消費税(8%))
クローズド	5,100	(4,723 + 377)

第4条 カレンダーの登録、変更、追加、名称変更および取消しの手数料

カレンダーにおける登録、変更、追加、名称変更および取消しの手数料は下表の通りとする。

1. カレンダーの登録手数料

競技の格式	手数料 (円)	(本体価格 + 消費税(8%))
制限付	3,600	(3,334 + 266)
準国内	3,600	(3,334 + 266)
国内	13,600	(12,593 + 1,007)
準国際	52,400	(48,519 + 3,881)

国 際	74,600	(67,818	+	6,782)	国 際	73,300	(67,871	+	5,429)
2. カレンダーの変更手数料							2. カレンダーの変更手数料						
競技の格式	手数料 (円)	(本体価格	+	消費税(10%))	競技の格式	手数料 (円)	(本体価格	+	消費税(8%))
制限付	2,600	(2,364	+	236)	制限付	2,600	(2,408	+	192)
準国内	2,600	(2,364	+	236)	準国内	2,600	(2,408	+	192)
国 内	6,400	(5,818	+	582)	国 内	6,300	(5,834	+	466)
準国際	26,500	(24,091	+	2,409)	準国際	26,100	(24,167	+	1,933)
国 際	42,600	(38,727	+	3,873)	国 際	41,900	(38,797	+	3,103)
3. カレンダーの追加手数料							3. カレンダーの追加手数料						
競技の格式	手数料 (円)	(本体価格	+	消費税(10%))	競技の格式	手数料 (円)	(本体価格	+	消費税(8%))
制限付	5,900	(5,364	+	536)	制限付	5,800	(5,371	+	429)
準国内	5,900	(5,364	+	536)	準国内	5,800	(5,371	+	429)
国 内	19,100	(17,364	+	1,736)	国 内	18,800	(17,408	+	1,392)
準国際	63,900	(58,091	+	5,809)	準国際	62,800	(58,149	+	4,651)
国 際	90,700	(82,455	+	8,245)	国 際	89,100	(82,500	+	6,600)
4. カレンダーの取消手数料							4. カレンダーの取消手数料						
競技の格式	手数料 (円)	(本体価格	+	消費税(10%))	競技の格式	手数料 (円)	(本体価格	+	消費税(8%))
制限付	9,500	(8,636	+	864)	制限付	9,400	(8,704	+	696)
準国内	9,500	(8,636	+	864)	準国内	9,400	(8,704	+	696)
国 内	31,900	(29,000	+	2,900)	国 内	31,400	(29,075	+	2,325)
準国際	106,700	(97,000	+	9,700)	準国際	104,800	(97,038	+	7,762)
国 際	160,200	(145,636	+	14,564)	国 際	157,300	(145,649	+	11,651)
5. カレンダーの名称変更手数料							5. カレンダーの名称変更手数料						
注) 国際格式については、上表の手数料の他にC I K - F I A料金が加算される。							注) 国際格式については、上表の手数料の他にC I K - F I A料金が加算される。						
競技の格式	手数料 (円)	(本体価格	+	消費税(10%))	競技の格式	手数料 (円)	(本体価格	+	消費税(8%))
制限付	1,000	(909	+	91)	制限付	1,000	(926	+	74)
準国内	1,000	(909	+	91)	準国内	1,000	(926	+	74)
国 内	3,100	(2,818	+	282)	国 内	3,100	(2,871	+	229)
準国際	5,100	(4,636	+	464)	準国際	5,100	(4,723	+	377)

国 際	5,100	(4,636 + 4643)
-----	-------	------------------

第5条 タイトル登録料

C I K - F I Aタイトル競技会、カートプリタイトル競技会を開催する場合のタイトル登録料は下表の通りとする。

種 別	登録手数料 (円)	(本体価格 + 消費税(10%))
C I K - F I A登録料	534,000	(485,455 + 48,545)
カートプリ登録料	534,000	(485,455 + 48,545)

第6条 コース公認申請料

コース公認申請料は下表の通りとする。なお、すでに納入した申請料は、公認が取消された場合であっても返還されない。

種 別	格 式	公認申請料 (円)	(本体価格 + 消費税(10%))
国 際 (1年) (実費別途納入)	—	266,900	(242,636 + 24,264)
国 際 (3年) (実費別途納入)	—	760,600	(691,455 + 69,145)
国内 (1年)	国 内	138,800	(126,182 + 12,618)
	準国内	80,000	(72,727 + 7,273)
	制限付	41,800	(38,000 + 3,800)
国内 (3年)	国 内	395,500	(359,545 + 35,955)
	準国内	228,000	(207,273 + 20,727)
	制限付	119,400	(108,545 + 10,855)
臨時	—	53,300	(48,455 + 4,845)

第7条 ライセンス許可証料

ライセンス許可証料は下表の通りとする。ライセンスの有効期間は毎年1月1日から12月31日までとする。なお、すでに納入されたライセンス許可証料は、ライセンスが取消された場合でも返還されない。

1. ドライバーおよびエントラントライセンス

種 別	区 分	許可証料 (円)	(本体価格 + 消費税(10%))
-----	-----	----------	---------------------

国 際	5,100	(4,723 + 377)
-----	-------	-----------------

第5条 タイトル登録料

C I K - F I Aタイトル競技会、カートプリタイトル競技会を開催する場合のタイトル登録料は下表の通りとする。

種 別	登録手数料 (円)	(本体価格 + 消費税(8%))
C I K - F I A登録料	524,300	(485,463 + 38,837)
カートプリ登録料	524,300	(485,463 + 38,837)

第6条 コース公認申請料

コース公認申請料は下表の通りとする。なお、すでに納入した申請料は、公認が取消された場合であっても返還されない。

種 別	格 式	公認申請料 (円)	(本体価格 + 消費税(8%))
国 際 (1年) (実費別途納入)	—	262,100	(242,686 + 19,414)
国 際 (3年) (実費別途納入)	—	746,800	(691,482 + 55,318)
国内 (1年)	国 内	136,300	(126,204 + 10,096)
	準国内	78,600	(72,778 + 5,822)
	制限付	41,100	(38,056 + 3,044)
国内 (3年)	国 内	388,400	(359,630 + 28,770)
	準国内	223,900	(207,315 + 16,585)
	制限付	117,300	(108,612 + 8,688)
臨時	—	52,400	(48,519 + 3,881)

第7条 ライセンス許可証料

ライセンス許可証料は下表の通りとする。ライセンスの有効期間は毎年1月1日から12月31日までとする。なお、すでに納入されたライセンス許可証料は、ライセンスが取消された場合でも返還されない。

1. ドライバーおよびエントラントライセンス

種 別	区 分	許可証料 (円)	(本体価格 + 消費税(8%))
-----	-----	----------	--------------------

国際A	新規	10,500	(9,545	+	955)	国際A	新規	10,400	(9,630	+	770)
	更新	10,500	(9,545	+	955)		更新	10,400	(9,630	+	770)
	再発行	5,100	(4,636	+	464)		再発行	5,100	(4,723	+	377)
国際B	新規	9,500	(8,636	+	864)	国際B	新規	9,400	(8,704	+	696)
	更新	9,500	(8,636	+	864)		更新	9,400	(8,704	+	696)
	再発行	4,600	(4,182	+	418)		再発行	4,600	(4,260	+	340)
国際Cセニア	新規	8,400	(7,636	+	764)	国際Cセニア	新規	8,300	(7,686	+	614)
	更新	8,400	(7,636	+	764)		更新	8,300	(7,686	+	614)
	再発行	4,100	(3,727	+	373)		再発行	4,100	(3,797	+	303)
国際Cリストラク ティッド	新規	6,400	(5,818	+	582)	国際Cリストラク ティッド	新規	6,300	(5,834	+	466)
	更新	6,400	(5,818	+	582)		更新	6,300	(5,834	+	466)
	再発行	3,100	(2,818	+	282)		再発行	3,100	(2,871	+	229)
国際Cジュニア	新規	6,400	(5,818	+	582)	国際Cジュニア	新規	6,300	(5,834	+	466)
	更新	6,400	(5,818	+	582)		更新	6,300	(5,834	+	466)
	再発行	3,100	(2,818	+	282)		再発行	3,100	(2,871	+	229)
国内A	新規	3,600	(3,273	+	327)	国内A	新規	3,600	(3,334	+	266)
	更新	3,600	(3,273	+	327)		更新	3,600	(3,334	+	266)
	再発行	1,900	(1,727	+	173)		再発行	1,900	(1,760	+	140)
国内B	新規	3,100	(2,818	+	282)	国内B	新規	3,100	(2,871	+	229)
	更新	3,100	(2,818	+	282)		更新	3,100	(2,871	+	229)
	再発行	1,500	(1,364	+	136)		再発行	1,500	(1,389	+	111)
ジュニア国内A	新規	2,100	(1,909	+	191)	ジュニア国内A	新規	2,100	(1,945	+	155)
	更新	2,100	(1,909	+	191)		更新	2,100	(1,945	+	155)
	再発行	1,000	(909	+	91)		再発行	1,000	(926	+	74)
ジュニア国内B	新規	1,500	(1,364	+	136)	ジュニア国内B	新規	1,500	(1,389	+	111)
	更新	1,500	(1,364	+	136)		更新	1,500	(1,389	+	111)
	再発行	800	(727	+	73)		再発行	800	(741	+	59)
国際エントラント	新規	12,700	(11,545	+	1,155)	国際エントラント	新規	12,500	(11,575	+	925)
	更新	12,700	(11,545	+	1,155)		更新	12,500	(11,575	+	925)
	再発行	6,400	(5,818	+	582)		再発行	6,300	(5,834	+	466)
国内エントラント	新規	6,400	(5,818	+	582)	国内エントラント	新規	6,300	(5,834	+	466)
	更新	6,400	(5,818	+	582)		更新	6,300	(5,834	+	466)
	再発行	3,100	(2,818	+	282)		再発行	3,100	(2,871	+	229)

2. オフィシャル エキスパートライセンス

種 別	区 分	許可証料	(本体価格 + 消費税(10%))
オフィシャル1級	新 規	5,900	(5,364 + 536)
	更 新	5,900	(5,364 + 536)
	再発行	2,900	(2,636 + 264)
オフィシャル2級	新 規	4,600	(4,182 + 418)
	更 新	4,600	(4,182 + 418)
	再発行	2,400	(2,182 + 218)
オフィシャル3級	新 規	3,600	(3,273 + 327)
	更 新	3,600	(3,273 + 327)
	再発行	1,900	(1,727 + 173)
エキスパートライセ ンス	新 規	31,900	(29,000 + 2,900)
	更 新	15,800	(14,364 + 1,436)
	再発行	7,900	(7,182 + 718)

1. 同一年度において上級の資格を取得し、または年齢の増加によりライセンスを更新する場合は、その差額とする。
2. オフィシャルライセンスの資格を併有するときは、1件につき資格併有料500円(本体価格455円、消費税45円)とする。
3. 盗難、遺失等によりライセンスを再発行するときは、表の通りとする。

第8条 ライセンス推薦申請料

ライセンス推薦申請の場合には、第6条ライセンス許可証料の他にライセンス推薦申請料を必要とする。その申請料は下表の通りとする。

なお、すでに納入された申請料については、ライセンス推薦申請が認められない場合であっても返還されない。

種 別	許可証料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
国際B	19,100	(17,364 + 1,736)
国際Cセニア	17,100	(15,545 + 1,555)
国際Cリストラクティッド	12,700	(11,545 + 1,155)
国際Cジュニア	12,700	(11,545 + 1,155)
国内A	7,400	(6,727 + 673)
国内B	6,400	(5,818 + 582)

2. オフィシャル エキスパートライセンス

種 別	区 分	許可証料	(本体価格 + 消費税(8%))
オフィシャル1級	新 規	5,800	(5,371 + 429)
	更 新	5,800	(5,371 + 429)
	再発行	2,900	(2,686 + 214)
オフィシャル2級	新 規	4,600	(4,260 + 340)
	更 新	4,600	(4,260 + 340)
	再発行	2,400	(2,223 + 177)
オフィシャル3級	新 規	3,600	(3,334 + 266)
	更 新	3,600	(3,334 + 266)
	再発行	1,900	(1,760 + 140)
エキスパートライセ ンス	新 規	31,400	(29,075 + 2,325)
	更 新	15,600	(14,445 + 1,155)
	再発行	7,800	(7,223 + 577)

1. 同一年度において上級の資格を取得し、または年齢の増加によりライセンスを更新する場合は、その差額とする。
2. オフィシャルライセンスの資格を併有するときは、1件につき資格併有料500円(本体価格463円、消費税37円)とする。
3. 盗難、遺失等によりライセンスを再発行するときは、表の通りとする。

第8条 ライセンス推薦申請料

ライセンス推薦申請の場合には、第6条ライセンス許可証料の他にライセンス推薦申請料を必要とする。その申請料は下表の通りとする。

なお、すでに納入された申請料については、ライセンス推薦申請が認められない場合であっても返還されない。

種 別	許可証料(円)	(本体価格 + 消費税(8%))
国際B	18,800	(17,408 + 1,392)
国際Cセニア	16,800	(15,556 + 1,244)
国際Cリストラクティッド	12,500	(11,575 + 925)
国際Cジュニア	12,500	(11,575 + 925)
国内A	7,300	(6,760 + 540)
国内B	6,300	(5,834 + 466)

ジュニアA	4,100	(3,727	+	373)
ジュニアB	3,100	(2,818	+	282)
オフィシャル1級	11,700	(10,636	+	1,064)
オフィシャル2級	9,500	(8,636	+	864)
オフィシャル3級	7,400	(6,727	+	673)

第9条 抗議料

競技会における抗議料は下表の通りとする。

競技の格式	抗議料 (円)	(本体価格	+	消費税(10%))
準国内以下の場合	21,200	(19,273	+	1,927)
国内競技の場合	53,300	(48,455	+	4,845)
国際競技の場合	106,700	(97,000	+	9,700)

第10条 控訴料

控訴料は下表の通りとする。

1. JAFのモータースポーツ審査委員会に申請する控訴

競技の格式	控訴料 (円)	(本体価格	+	消費税(10%))
制限付以下の場合	106,700	(97,000	+	9,700)
国内、準国内競技の場合	160,200	(145,636	+	14,564)
国際競技の場合	266,900	(242,636	+	24,264)

2. JAFのモータースポーツ中央審査委員会に申請する控訴

内 容	控訴料 (円)	(本体価格	+	消費税(10%))
モータースポーツ中央審査委員会への控訴	534,000	(485,455	+	48,545)

第11条 抗議および控訴にかかわる費用

抗議および控訴に関する審査に特別な作業を伴う場合には、申請者はその作業の費用を全額負担することを申請時に保証しなければならない。

この費用は、抗議または控訴が正当と裁定された場合にのみ返却され、その場合当該費用は、被抗議者または、被控訴者が負担するものとする。

第12条 海外競技出場証明料

JAF発給の国際ドライバー（エントラント）ライセンス所持者が、外国におい

ジュニアA	4,100	(3,797	+	303)
ジュニアB	3,100	(2,871	+	229)
オフィシャル1級	11,500	(10,649	+	851)
オフィシャル2級	9,400	(8,704	+	696)
オフィシャル3級	7,300	(6,760	+	540)

第9条 抗議料

競技会における抗議料は下表の通りとする。

競技の格式	抗議料 (円)	(本体価格	+	消費税(8%))
準国内以下の場合	20,900	(19,352	+	1,548)
国内競技の場合	52,400	(48,519	+	3,881)
国際競技の場合	104,800	(97,038	+	7,762)

第10条 控訴料

控訴料は下表の通りとする。

1. JAFのモータースポーツ審査委員会に申請する控訴

競技の格式	控訴料 (円)	(本体価格	+	消費税(8%))
制限付以下の場合	104,800	(97,038	+	7,762)
国内、準国内競技の場合	157,300	(145,649	+	11,651)
国際競技の場合	262,100	(242,686	+	19,414)

2. JAFのモータースポーツ中央審査委員会に申請する控訴

内 容	控訴料 (円)	(本体価格	+	消費税(8%))
モータースポーツ中央審査委員会への控訴	524,300	(485,463	+	38,837)

第11条 抗議および控訴にかかわる費用

抗議および控訴に関する審査に特別な作業を伴う場合には、申請者はその作業の費用を全額負担することを申請時に保証しなければならない。

この費用は、抗議または控訴が正当と裁定された場合にのみ返却され、その場合当該費用は、被抗議者または、被控訴者が負担するものとする。

第12条 海外競技出場証明料

JAF発給の国際ドライバー（エントラント）ライセンス所持者が、外国におい

て開催される競技に参加するために必要な出場証明書（国際モータースポーツ競技規則第70条、国内競技規則4-13）の申請料は下表の通りとする。

種 別	証明書申請料 (円)	(本体価格 + 消費税(10%))
1件につき	8,400	(7,636 + 764)
数次 (当該年度有効)	24,500	(22,273 + 2,227)

第13条 外国のASN発給のライセンス取得のための証明料

JAF発給のドライバーライセンス所持者が、外国のASN発給のライセンスを取得するために必要な証明書（国際モータースポーツ競技規則第110条）の申請料は下表の通りとする。

種 別	証明書申請料 (円)	(本体価格 + 消費税(10%))
1件につき	15,800	(14,364 + 1,436)

第14条 エンジン、シャシー、タイヤ、用品等の公認申請料および登録申請料

公認申請料および登録申請料は下表の通りとする。なお、納入された申請料は、公認または登録が却下された場合でも返還されない。

1. 公認申請料

種 別	区 分	申請料 (円)	(本体価格 + 消費税(10%))
エンジン	国 内	128,100	(116,455 + 11,645)
	国 際	192,000	(174,545 + 17,455)
シャシー	国 内	128,100	(116,455 + 11,645)
	国 際	128,100	(116,455 + 11,645)
タイヤ	国 際	31,900	(29,000 + 2,900)
レーシングスーツ	国 内	63,900	(58,091 + 5,809)
	国 際	63,900	(58,091 + 5,809)

注) 国際申請の場合はCIK-FIA料金を別途納入

2. 登録申請料

種 別	区 分	申請料 (円)	(本体価格 + 消費税(10%))
エンジン	国 内	128,100	(116,455 + 11,645)
タイヤ	国 内	31,900	(29,000 + 2,900)
潤滑油	国 内	31,900	(29,000 + 2,900)

注) 国際申請の場合はCIK-FIA料金を別途納入

て開催される競技に参加するために必要な出場証明書（国際モータースポーツ競技規則第70条、国内競技規則4-13）の申請料は下表の通りとする。

種 別	証明書申請料 (円)	(本体価格 + 消費税(8%))
1件につき	8,300	(7,686 + 614)
数次 (当該年度有効)	24,100	(22,315 + 1,785)

第13条 外国のASN発給のライセンス取得のための証明料

JAF発給のドライバーライセンス所持者が、外国のASN発給のライセンスを取得するために必要な証明書（国際モータースポーツ競技規則第110条）の申請料は下表の通りとする。

種 別	証明書申請料 (円)	(本体価格 + 消費税(8%))
1件につき	15,600	(14,445 + 1,155)

第14条 エンジン、シャシー、タイヤ、用品等の公認申請料および登録申請料

公認申請料および登録申請料は下表の通りとする。なお、納入された申請料は、公認または登録が却下された場合でも返還されない。

1. 公認申請料

種 別	区 分	申請料 (円)	(本体価格 + 消費税(8%))
エンジン	国 内	125,800	(116,482 + 9,318)
	国 際	188,600	(174,630 + 13,970)
シャシー	国 内	125,800	(116,482 + 9,318)
	国 際	125,800	(116,482 + 9,318)
タイヤ	国 際	31,400	(29,075 + 2,325)
レーシングスーツ	国 内	62,800	(58,149 + 4,651)
	国 際	62,800	(58,149 + 4,651)

注) 国際申請の場合はCIK-FIA料金を別途納入

2. 登録申請料

種 別	区 分	申請料 (円)	(本体価格 + 消費税(8%))
エンジン	国 内	125,800	(116,482 + 9,318)
タイヤ	国 内	31,400	(29,075 + 2,325)
潤滑油	国 内	31,400	(29,075 + 2,325)

注) 国際申請の場合はCIK-FIA料金を別途納入

第15条

上記第13条の申請にかかわる査察、立合等のための査察員の旅費、宿泊費、日当およびその他の諸経費の実費は申請者が支弁する。

第16条 ライセンス講習会開設申請料および受講料

ライセンス講習会関係諸申請料は下表の通りとする。なお、すでに納入した申請料等は開設を中止しても返還されない。

1. カート国内Bドライバーライセンス講習会

種別	申請料、受講料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
開設申請料 1件につき	講義のみの場合	3,600 (3,273 + 327)
	講義実技同時開催	5,100 (4,636 + 464)
受講料 (実技指導料および車両の貸与料含む)	21,200円以内	(19,273 + 1,927)

2. カート国際Cドライバーライセンス講習会

種別	申請料、受講料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
開設申請料	6,900	(6,273 + 627)
受講料	17,100円以内	(15,545 + 1,555)

3. カート国際Bドライバーライセンス講習会

種別	申請料、受講料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
開設申請料	6,900	(6,273 + 627)
受講料	19,100円以内	(17,364 + 1,736)

4. オフィシャルライセンス講習会

種別	申請料、受講料(円)	(本体価格 + 消費税(10%))
開設申請料 (技術、コース、計時、各1件につき)	3,600	(3,273 + 327)
受講料(実技指導料含む)	10,500円以内	(9,545 + 955)

※他の種目を同時に受講する場合は、1種目につき4,100円(本体3,728円、消費税372円)の割増とする。

附則 第1条 施行日

第15条

上記第13条の申請にかかわる査察、立合等のための査察員の旅費、宿泊費、日当およびその他の諸経費の実費は申請者が支弁する。

第16条 ライセンス講習会開設申請料および受講料

ライセンス講習会関係諸申請料は下表の通りとする。なお、すでに納入した申請料等は開設を中止しても返還されない。

1. カート国内Bドライバーライセンス講習会

種別	申請料、受講料(円)	(本体価格 + 消費税(8%))
開設申請料 1件につき	講義のみの場合	3,600 (3,334 + 266)
	講義実技同時開催	5,100 (4,723 + 377)
受講料 (実技指導料および車両の貸与料含む)	20,900円以内	(19,352円以内 + 1,548円以内)

2. カート国際Cドライバーライセンス講習会

種別	申請料、受講料(円)	(本体価格 + 消費税(8%))
開設申請料	6,800	(6,297 + 503)
受講料	16,800円以内	(15,556円以内 + 1,224円以内)

3. カート国際Bドライバーライセンス講習会

種別	申請料、受講料(円)	(本体価格 + 消費税(8%))
開設申請料	6,800	(6,297 + 503)
受講料	18,800円以内	(17,408円以内 + 1,392円以内)

4. オフィシャルライセンス講習会

種別	申請料、受講料(円)	(本体価格 + 消費税(8%))
開設申請料 (技術、コース、計時、各1件につき)	3,600	(3,334 + 266)
受講料(実技指導料含む)	10,400円以内	(9,630円以内 + 770円以内)

※国内カート競技規則細則 カートオフィシャルライセンス講習会規定より集約し追記。

本規定は、2019年10月1日より施行する。